

第 3 号 議 案

信用事業規程の一部変更について

第 3 号 議 案

信用事業規程の一部変更について

投資信託事業の取扱いに伴い、信用事業規程の一部を変更する。

附帯決議

第3号議案の承認申請に際し、行政庁から字句の修正等の指示があるときは、これに対する措置を組合長に一任する。

新旧対照表

変 更 後	現 行
第 1 事業の種類 1～14 (略) 15 次に掲げる登録金融機関業務 <u>(1) 国債等に係る金融商品取引法第 33 条第 2 項第 1 号に掲げる行為 (7 により行う事業を除く。)</u> <u>(2) 金融商品取引法第 33 条第 2 項第 2 号に掲げる有価証券 (短期投資法人債等を除く。) に係る同号に掲げる行為。</u> 16 (略)	第 1 事業の種類 1～14 (略) 15 次に掲げる登録金融機関業務 国債等に係る金融商品取引法第 33 条第 2 項第 1 号に掲げる行為 (7 により行う事業を除く。) <u>(新設)</u> 16 (略)

附 則

この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。